

○議員政策提案条例の制定

<p>民主党</p>	<p>「条例案の策定体制」 ○ これからの地方分権の時代に議員は、「政策立案能力」を確固として持たなければならない。議員＝会派が中心となって政策提案し、条例化をめざして会派間の議論の場に持ち込み、その実現を図っていく。</p> <p>「事務局の専門性と体制」 ○ 事務局に法務能力を有する人材を配置し、条例策定体制を強化する。</p>
<p>自由民主党</p>	<p>○ 議員による政策提案は積極的にすべきであり、必要によってはその政策を実現するための条例化を図るべきであるとする。</p> <p>○ 市会事務局の体制は弱い。調査・資料作成等、より迅速で強力な体制を作る必要あり。各議員・各会派が事務局内に設置された部局で当局への資料請求を依頼出来るようにする。請求資料については、当事者及び当該会派以外にも請求資料の項目について検索出来るようにする。</p>
<p>公明党</p>	<p>「立法機関としての議会の意義」 ○ 議会の使命は大きく二つある。一つは執行機関のチェックであり、もう一つは立法を行うことである。立法については、執行機関の長が条例案を議会に提出する場合と議会自身がいわゆる「議員立法」という形で条例案を提出する場合がある（市民の直接請求権としての条例制定改廃請求権による条例提案もある）。</p> <p>○ これまでの実態として条例案はほとんど執行機関の長（神戸市会の議論なので以下市長という）から提出され、議員立法は限られている。議会が行政の監視機関としての役割が中心とする考えでは、市長から提案された条例案の採否を決する権限を実行することでその役割を果たしているのであり、本来この実態を問題視する必要はないはずである。</p> <p>○ しかし、近年議会の活性化論議のなかで、議員立法を積極的に行っているかどうか議会の活性化度合をはかる一つのメルクマールとして挙げられている。</p> <p>○ それは法制度上の解釈として議会の立法権の行使がどうあるべきかという議論とは別に、議会に対する市民からの叱咤であり、期待でもあると捉えるべきであろう。</p> <p>○ すなわち議会は単なる市長のチェックなり追認する機関ではなく、条例制定によって積極的に政策実現を図る役割を担っていると解するべきである。</p> <p>「政策立案、条例制定に向けた支援体制のあり方」 ○ 行政は専門性に優れ、組織すなわち人手もある。これに対して議会は議会事務局があるとは言いながら、専門性、組織の規模において比肩すべき状況ではない。</p> <p>○ 議会を構成する議員個々についても、秘書や政策の調査研究を支援するスタッフが制度的に十分保障されているわけではない。市民からの様々な要望、相談等に忙殺されながら、政策立案や条例制定の作業に取り組むには、議員個々を支援する体制を設ける必要がある。</p> <p>○ したがって次項に述べる会派における政務調査活動の充実とともに、議会全体としても政策立案、条例案策定能力を高めるため、外部委託も含め、市会事務局の体制強化が不可欠である。</p>

<p>日本共産党</p>	<p>○ 議員による政策条例づくりは、市民が安心して暮らせるまちづくり、市民の願いを実現するためにも、より市民の声を日常的に聞いている議員だからこそできる側面もある。</p> <p>○ 条例案の策定体制は色々なケースが考えられるため、それに応じた体制が必要と考えられる。現在、すでに条例制定を行っている自治体では、①議員主導型 ②会派主導型 ③議員全員型などにわかれているが、これらのいずれかの体制で、条例案の立案をまず行っていくことが現実的だと考える。その上で、会派内での協議、意見調整などを行うことが必要と考える。</p> <p>○ また、市民参加を十分保障しながら条例づくりを進めることも必要である。</p> <p>○ 市会事務局については、法務の専門職員配置が必要だと考える。我々は、これまでも何度か条例案を提案しているが、他の自治体の条例を参考にしたり、いろいろな本を参考にしながら作成しているのが現状である。こうした経験から、議員の依頼に基づき各種の調査を担当する職員も必要ではないか。現在は、議員と政務調査員、事務局などで対応しているが、市会事務局による調査体制が強化されればと感じている。</p> <p>○ こうした点から、市会事務局の体制、特に、法務や調査部門の強化が必要だと考える。</p>
<p>みんなの党</p>	<p>○ 部局の人事で回っている事務局人事に関しては、三重県のように政治任用制度の導入と公共政策大学院や法科大学院の院生などにインターンとして市会事務局に入ってもらう等の制度は検討するべきではないか。</p> <p>○ 特に、調査課の機能を強化して議員政策提案機能を強化する。</p>
<p>自民党神戸</p>	<p>○ 議員提案条例は、今後、益々増加させていかなければならない。その為の、体制作りは大いに必要である。</p> <p>○ 例えば、市会事務局の体制強化、事務局専門職員の採用の検討をしてはどうか。</p> <p>○ 外部に対しての働きかけ・諮問・公聴会と言った制度の充実を図る。</p>
<p>新社会党</p>	<p>○ まずは、政策条例を提案しやすい基盤づくりのためにも議会内に超党派の「条例検討会」を設置し、多様な市民の意見を聴取し、必要性があれば専門家による調査研究を踏まえ、議員同士が議論、研究し、政策を練り上げていく体制をつくる。</p> <p>○ また、政策立案や法制的な検討・調査等に優れた事務局職員の育成も必要。</p>
<p>住民投票☆市民力</p>	<p>○ 議会改革フォーラム『議会改革白書2011』によると、2010年に議員提案条例が提出された都道府県・市町村議会は138(8.2%)、うち可決されたのは68(4.0%)とまだまだ少数であるが、議会チェック機能のいっかんとして「議員提案条例」策定の権能を明文化しておくべき。</p> <p>○ この際、常任委員会や特別委員会以外に「政策討論会」や「議員提案条例研究会」などを設置した議会が69(4.1%)あり、条例案策定にあたって、何らかの形でこういった会議を担保し、市民の意見を聴くことも必要。</p> <p>○ また政策立案にあたっては市会事務局の協力が必要になり、調査能力の向上や、人員増も考慮していかなければならない。</p>
<p>たちあがれ日本</p>	<p>○ 議会として、政策立案および政策提案はすべきであり、これまでもしてきたところであるが、必要な場合、議員政策提案条例を制定することも重要である。その過程について、少数会派であっても提案が成案化するような仕組みでなくてはならないと考える。</p> <p>○ また、そのために、事務局職員が専門性を持つことが重要である。現状は、市長部局との交流人事で異動があるため、専門職が育たない。事務局での在職年数を延ばす必要がある。事務局を拡大(増員)することも必要である。</p>

○政務調査活動の在り方

<p>民主党</p>	<p>○ 議員・議会の政務調査は、政策形成や条例制定には不可欠である。調査目的を明確にして、終了後は、HP等で情報公開する必要がある。</p> <p>「海外調査の扱い」 ○ 議員としての見識・見聞を広めるために海外調査は必要。海外調査を行うに当たり基本的なルールをつくり実施していく方向で検討していく。</p> <p>「政務調査員の在り方」 ○ 会派の独自性がどう反映されるのかを勘案しつつ、兵庫県会や他の政令都市での実態について調査研究する必要がある。</p>
<p>自由民主党</p>	<p>「海外調査の扱いについて」 ○ 国内、海外という枠組みがおかしい。島国根性がしみ込んでおり議員の能力向上を阻害する。特に韓国・台湾・中国・シンガポールをはじめ、アジアをしっかり視察し交流する事は必要であり、海外調査をより積極的に進めるべきである。必要であれば国内外問わず視察行うのは当然である。又一人での視察も認めるべき。</p> <p>○ 政務調査費の支出項目に、国内外の視察も追加すべき。</p> <p>○ 視察に議員、及び職員が共同で調査出来るよう規定の追加行う。</p> <p>「政務調査員の配置について」 ○ 5名以上の会派で1名、15名を超えると2名という配置は政務調査活動を阻害している。5名ごとに1名の配置を行うべきである。また、政務調査員の身分は不安定で待遇に問題あり。賞与という概念が無く別途政務調査員相当分の費用に賞与分をプラスする。</p>
<p>公明党</p>	<p>「政務調査活動の意義」 ○ 政務調査活動は、議員が行政の監視、政策提案、条例制定など議会の使命を果たすために不可欠の活動である。</p> <p>○ その対象は、後述するように神戸市内はもとより国内外の事例をも含んで幅広く調査研究を行うべきである。</p> <p>○ なお、政務調査活動を支える政務調査費は、本来、議員個々の調査研究を担保する制度であるものの、神戸市会の場合、「会派」に支給し議員個人への支給は認めていない。今後もその方式に変更を加える必要はないと考える。</p> <p>「海外調査の扱い」 ○ 海外調査を政務調査活動として認めることに異論はない。当然ながらその具体の調査活動の内容については、国内におけるものと同様、その必要性、意義において市民の批判に耐えうるものでなければならないことは当然である。</p> <p>○ 海外調査の必要性は、近年港湾行政を中心に交流を企図している韓国インチョン市との姉妹都市提携や同じくテグ市とは医療産業やデザインで協力関係が始まっており、議会も交流当事者としてその役割を果たすことが求められている。</p> <p>○ さらに医療産業や計算科学の分野での外国企業の誘致活動や、また市内企業の海外進出支援などが本市の重要施策となっており、議会として傍観者でいることは市民に対して責務を果たし得ているとは言えないことから海外での活動は適宜適切に実施すればよいと考える。</p> <p>「政務調査員のあり方」 ○ 政務調査員制度は、議会全体で取り組む調査活動とは別に、会派としての調査活動の実務を担うスタッフであるが、議会活性化のためには、本来議員個々に複数の政務調査員を充てることが望ましい。</p> <p>○ ただ現実には、予算の制約もあり、当面現行制度のように会派所属議員数に応じた政務調査員の配置でよいと考えるが、今後、会期の通年化や政策提案条例の策定など積極的な議会活動を展開する上では、不足することは明らかであり、会派ごとの配置人数の見直しは必要と考える。</p>

公明党	<p>○ ちなみに政務調査員の人件費は政務調査費から支弁されているが、これまでの確認事項としてあるように、政務調査費の性質上、その大半を政務調査員やアルバイトの人件費に充てることは許されない。</p>
日本共産党	<p>○ 議員団は、市民の声を市政に反映させるという点で、政策集団でもある。こうした点から、市政に関する懸案事項等について論議を深め、実情を調査して積極的な政策立案活動を行う必要がある。</p> <p>○ また、そうした活動を行うために必要な政策スタッフを採用し、資料の収集、調査等、政策活動を活発化すべきである。政務調査員の在り方については、今後、地方議会が担う役割が重要になってくる中、議会の活性化を図るためにも政務調査員制度は継続すべきだと思う。なお、配置基準が、現行は、会派所属議員が5人以上で一人、15人以上で二人となっているが、この基準は緩和してもいいのではないかと考える。</p> <p>○ また、アルバイト雇用について、例規では「アルバイトの雇用期間は2か月を限度とする」ということを見直す必要もある。同時に、事務員の雇用数は現在、2人までと制限されているが、事務員も政務調査員と協力し、各種調査に取り組んでいる。調査の仕方等は、各会派によって様々であり、こうした点をふまえて事務員の雇用人数についても緩和すべきだと考える。</p> <p>○ 海外調査については、我が会派は、これまでも公費で行うべきではないとしてきた。もちろん、海外視察の必要性を全く否定するわけではないが、現時点では公費ではなく私費で行うべきだと考える。</p>
みんなの党	<p>「海外調査の扱い」</p> <p>○ 海外調査に関しては、平成19年11月29日の代表者会議によって方針が示されているが、そもそも管外調査を国内と海外に分ける必要があるのか疑問を感じる。一定のルールを定め、各会派の政務調査費の中から適正に執行、報告等がされるべきではないかと考える。</p> <p>「政務調査員の在り方」</p> <p>○ 配置基準 所属議員の数で上限を定める必要はないのではないかと考える。</p> <p>○ 政務調査費の支給、使途基準に関して 管外活動の下限人員(2名)は撤廃し、政務調査員でも議員でも1名から調査を行なうことが出来るようになるべきではないかと考える。又、管外調査実施後、報告書を市会HP等で公開すべき。</p> <p>○ 議会資料、調査資料が紙ベースで管理されており十分に活用されているとは言い難い。電子化し、キーワード検索が可能な状態で管理、保存し、更に利活用を促進すべきである。</p>
自民党神戸	<p>○ 海外調査は、現状どおりですとする。</p> <p>○ 政務調査員は、議員1人に対して1人位の割合で配置する。所属は半分が会派、半分が事務局程度か？</p>
新社会党	<p>○ 海外調査は、各会派の議論に置いて、市民の一般的常識から見て必要性があれば行えるようにする。その際、事前に調査計画書の提出、帰国後の報告書提出を義務づける。</p> <p>○ 非交渉会派でも政務調査員が配置できるよう検討すべき。</p>
住民投票☆市民力	<p>○ 『議会改革白書2011』によると、議会総体として特に調査活動を行っていない議会が90.6%にのぼっており、「専門的知見の活用」や「公募市民・外部有識者による調査」はまだまだ少ないが、政策立案・提言機能の充実にあたって、これらを明文化して担保しておく必要がある。もちろん予算措置も必要である。</p> <p>○ 会派別の政務調査は現行で特に大きな問題はないが、少数会派は専門家調査依頼や、大掛かりな調査が出来ない。 現行2名以上の管外政務調査を、単独調査出来るように改めていただきたい。 東日本大震災の際、緊急性や機動性から、単独調査(自費)を余儀なくされた経験もある。</p> <p>○ 国際化、グローバル化時代に、海外の先行事例調査は重要である。 むしろ委員会の定期的な行政調査を減らしてでも、海外調査をすべきだと思う。</p> <p>○ 現行の政務調査員の充実化も課題だが、当面は市会事務局の調査能力アップのための予算をとるほうがよい。</p>

たちあがれ日本	<p>○ 海外の状況は、情報化により随分と分かるようになってきているが、海外調査を一律に禁止することは行き過ぎであり、市政の発展と市民福祉の向上のためには、真に必要な場合にできるよう、現状のままでよいと考える。</p> <p>○ 政務調査員の配置については、現在の基準には反対であり、少数会派であっても配置することを求める。具体的には、配置基準を、議員1～4人の会派には1人、5～10人では2人、11～15人では3人、16人以上では4人に改める。要は、1人であっても議員活動を行うために必要な制度であり、配置を保障すべきである。</p> <p>○ 政務調査費の支給方法及び使途基準については、改善されてきており、透明性を確保することは当然のことである。</p>
---------	--

○予算編成権, 修正権, 議会予算教書

<p>民主党</p>	<p>「予算編成権」 ○ 地方自治法には予算編成権は首長に、承認権は議会に与えている。その法改正がない限り難しい。今後検討すべき課題である。</p> <p>「修正権」 ○ 予算議会において一部修正を可能とするには、例えば日程的にもどう設定いくのか検討していく必要がある。また、そのためには修正権が担保できるような環境づくりが重要。</p> <p>「議会予算教書」 ○ 議会予算教書を策定するにはかなりの労力が必要であり、現段階では時期尚早。</p>
<p>自由民主党</p>	<p>○ 予算編成権は首長に属するが、予算要望としての形で予算に反映させていく事は議会としても必要である。会派の垣根を低くして、議会として当局、市長に予算要望が出来る場を設置する。又予算要望の項目が予算にどの様に反映されたのか検証していくシステムを作る。</p> <p>○ 修正権についても同様で、要望という形で反映させていくことが前提として、地方自治法(第96条第1項第2号・第97条第2項)上の範囲内で行使すればよく、法改正により修正権を拡大する必要はないと考える。</p> <p>○ 議会予算教書は不必要。予算全般に渡り議会として意見を集約することは現実的でない。</p>
<p>公明党</p>	<p>「予算案の提出権, 修正権」 ○ まず法は、議員個人に予算案の提出権は認めていない。法には、普通地方公共団体の長の予算提出権を侵さないことを前提に、議会の増額修正を明文で認めている。また、予算案や関連議案に対する議決権を議会が有していることから、講学上減額修正権は当然あるとされている。</p> <p>○ ただ、減額修正の場合も市長がこれに異を唱えた場合、議会に再議に付すことができるとしており減額修正権も絶対ではない。</p> <p>「長と議会の対立処理」 ○ 問題は、まさに市長と議会との見解が対立する場合である。法では対立を処理する方法として二つの手続を示している。一つは、上級執行機関の長(神戸市の場合は兵庫県知事)に裁定を求め、それでも不服がある場合、裁判所に提訴する手続。第二は、市長が議会に対して一旦否決された議案を再議に付し、同じ議決をした場合、市長はこれを不信任と見て議会を解散し、選挙後の議会で再度不信任議決をされれば失職するという手続である(解散しなくても再度不信任議決されれば同じく失職する)。</p> <p>○ 第一の手続は法の解釈をめぐる争いを前提としており、政治的対立の場合にはむしろ第二の手続に依拠すべきであると考え。政治的対立を裁判所が判断することは三権分立の趣旨からは適当ではなく、主権者たる国民が選挙によって判断すべきことである。</p> <p>○ その意味で、長と議会が対立した場合、まずは互いに議論を尽くして調整を図ることに全力を挙げる義務があることを明らかにし、調整がつかない場合、その争点が政治的理由によるものであれば、上級執行機関の長の裁定を求めたり裁判所へ提訴することは慎むべきであり、主権者たる国民に判断を仰ぐべきであることを明文で示しておくべきであると考え。</p> <p>「予算教書」 ○ 「予算教書」とは米国の大統領が議会に提出するものを念頭においているかと思われる。大統領は予算関連法案の提出権を有していないことから、「予算教書」という名称で政策提案を議会に提出し、議会における予算関連法案の策定を推進するシステムになっていると理解している。</p> <p>○ 我が国の普通地方公共団体の場合は、長が予算案提出権も規則制定権も関連条例案の提出権も有していることから、長に「予算教書」はそもそも不要であり、むしろ米国とは逆に、予算案の提出、修正に制約を課せられている議会に「予算教書」の提出権を与えることで、議会意思の実現を担保しようとしているものと思う。</p>

<p>公明党</p>	<p>○ このような理解の上で考えるならば、議会の「予算教書」を否定するものではないが、神戸市会の実態を考えれば包括的な「予算教書」の策定は至難の業である。</p> <p>○ 同じ地方議会でも、議員数が少人数でかつそのほとんどが特定政党に属さない議会では、「予算教書」を策定することは可能であろうし、長に対して市民の代表たる議会の意思を明確にすることは、意義あることと思う。</p> <p>○ しかし、神戸市会のように政治理念や政策の異なる複数の会派で構成される議会では、包括的予算要望のような「予算教書」を全会一致でまとめることは極めて難しいと言わざるを得ない。</p> <p>○ また、確かに全会一致でまとめることで長に対する政治的影響力は大きくなり、予算編成における議会意思の実現には有力な方法であるが、一方全会一致でまとめようとすればするほど、多様な意見、少数意見は「予算教書」策定の過程で捨象される恐れがある。</p> <p>○ 要は、長は自身が表明する政治理念、政策に基づいて市民から選出され、米国大統領のように「予算教書」を策定するのは、本人のみの意思で策定できる。しかし、議会は様々な社会の分野から選出される複数の議員で構成され、その多様性の反映が議員なり議会の使命であることを思うとき、意見が一致する事項については全会一致で長に要請することは当然だが、多様な意見を捨象してまで「予算教書」を策定することを強く求める考えはない。</p>
<p>日本共産党</p>	<p>○ 二代表制のもとでは、予算編成権は首長にある。首長が提案した予算案に対して、会派・議員が自らの調査に基づき、予算案をチェックする、というのがあるべき姿だと考える。</p> <p>○ チェックした結果、必要なら修正等を提案すべきだと考える。我が会派は、2000年度予算から毎年、予算の組み替え動議を提出しているが、こうした経験からも、今後、具体的な修正等も提起していくことが必要だと考える。</p> <p>○ 1月頃、予算概算要求が出るが、その頃をめどに、各局の第一次要望も含め、公開すべきだと思う。</p> <p>○ 議会予算教書については、現在、各会派が行っている「予算要望書」がそれに準ずるのではないか。当局が、その内容を真摯に受け止め、可能な限り予算編成に反映するという立場が求められるのではないか。なお、この予算要望に、一定の強制力を持たせることで対応できるのではないか。議会全体での「教書」ということについては、会派によってそれぞれの立場があり、一つにまとめるのは困難だと考える。</p>
<p>みんなの党</p>	<p>「議会予算教書」</p> <p>○ 膨大な作業が必要であり、予算教書を議会で作成するとなると、もう一つの官僚組織が必要になると思われる。</p> <p>○ 多様な価値観の集合体である神戸市会では、議会内で意見が対立したら教書作成の先送りという事態も生じる。</p> <p>○ 以上より、現段階の神戸市会には相応しいとは思わず、将来の課題としたい。</p> <p>「予算編成権」</p> <p>○ 地方自治法112条で議会の予算案の提案に関しては、提案出来ないと理解されている。</p> <p>○ 寧ろ、二代表制と言いながら議会の意思が一本化できないなら、“議会内閣制”も検討するべきではないか？議員が行政組織に指揮命令して、そのチェックは内閣に入らなかった議員で行なう。</p> <p>○ この場合、議員と首長との関係をどうするかが課題となる。</p>

自民党神戸	<ul style="list-style-type: none"> ○ 編成権を決して否定するものではないが、現状では実力的にも無理がある。 ○ 予算に関しては、議会での予算教書を作成する事に、しばらくは全力を傾注してはどうか。 ○ その為の、「予算教書作成検討会」の充実(議員間討議・外部への諮問・公聴会等)が必要である。
新社会党	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治法を改正し、議会の予算修正権の制約を緩和。 ○ 職務執行命令権者と予算執行者を一致させるため、議長に議会費の予算執行権を付与すること。 ○ 議会予算教書については、現時点では時期尚早である。
住民投票☆市民力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行「地方自治法」上、あくまで予算編成権は行政側の専権事項であり、ことさら明文化する必要はない。 ○ 「修正権」は「議員提案条例」の項で、明記しておけばよい。 ○ 「議会予算教書」は将来的に実現化できればいい課題だと思う。政党内派間の調整や、市民意見の反映など検討すべき課題は多いと思うが。
たちあがれ日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「予算編成過程や議案の賛否のための情報開示」の項目でも述べたが、執行機関側は、よく「選択と集中」を強調するが、どのような複数の考え方からどういう理由で選択したのかその過程の具体が見えず、市民からも見えない状況である。 ○ 現状において、予算や議案を審議するに充分ではないと考えておりもっと思い切った、情報開示を進めるべきである。 ○ また、会派の予算要望については、少数会派に対して説明の機会が設けられていないが、少なくとも国会における質問主意書のごとく、文書によるやりとりは確保すべきであるとする。 ○ 予算編成権や修正権について、現行法に異論はない。 ○ 議会予算教書については、現実的に無理があるとする。